

舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン 新旧対照表（第三版 → 第四版）

令和3年10月21日作成
一般社団法人 緊急事態舞台芸術ネットワーク

	旧（第三版）令和2年9月18日策定	新（第四版）令和3年10月21日改定版	
1. はじめに			
更新	<p>新型コロナウイルスの感染が日本国内において広がり始めた当初から、舞台芸術公演はその大小を問わず、他の業種に先がけて自粛を行いました。更に、その活動再開に際しても、社会との親和性を図り、安心・安全を前提とすることを第一とし、当ネットワークにおいては、当たっての本ガイドラインを示し、施設管理者に有効に活用していただいております。</p> <p>このたび、政府による、観客数の「制限緩和」を受けて、本ガイドラインを改定する運びとなりました。</p> <p>その目的は今一度、出演者とスタッフ、カンパニー関係者、そして観客の皆様様の安心安全並びに社会との親和性を図ること。そして、「表現」をするために、「表現」以外のところでは、こうしたガイドラインに沿った姿勢で、臨んでいこうという私たちの意思表示です。</p> <p>ただ、こうしたガイドラインを窮屈と考えて、一部の舞台表現の現場が奔放なことを始めてしまうと、舞台表現の世界が社会から孤立してしまいます。支援どころか理解も得られなくなります。実際に、集団感染が発生した事例もあります。</p> <p>この状況は、永遠には続きません。一時的なものです。だから、このガイドラインは、「表現の自由」を縛るためにあるのではなく、今の状況では、「表現の自由」を守るためにあると私たちは考えます。</p> <p>なお、令和2年9月19日以降、「11月未までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）に基づく制限の緩和を行う場合には、本ガイドラインに基づく感染防止策が実施され、その旨をHP等で公表することが必要となります。今後とも、施設管理者、公演主催者におかれましては、従事者、来場者、公演関係者の安全を確保するための感染予防対策実施の趣旨・内容を十分ご理解のうえ、各施設の対策実施において、この改定版の本ガイドラインに示された考え方、対策を活用していただければと思っております。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染が日本国内において広がり始めた当初より舞台芸術公演はその大小を問わず、他の業種に先がけて自粛を行いました。そして繰り返される緊急事態宣言の下、経済的に甚大な損失・圧迫を受けながらも、可能な限りの劇場での上演を続け、その間、「不要不急」という謂われなき中傷と、科学的根拠のない「感染リスクが高い空間」という風評被害を受けて参りました。</p> <p>その中であって、当ネットワークは、社会との親和性を図り、安心・安全を前提とすることを第一とし、舞台上演に当たっての本ガイドラインを示し、公演主催者や施設管理者に有効に活用していただいております。</p> <p>その結果、上演中の劇場空間においては、クラスター感染が起こっておらず、現在では、専門家にも「大声を出さない劇場は、感染リスクが低い」と認識いただいております。また、内閣府からも「舞台芸術は不要不急なものではない」と明言していただいております。これらはすべて、舞台芸術界が一丸となり、本ガイドラインに沿って上演を繰り返して来た賜物でもあります。</p> <p>この度は、昨年との状況の違い、とりわけPCR検査、ワクチン接種の普及を受けた上での、ガイドラインの改定となります。</p> <p>その目的は今一度、出演者とスタッフ、カンパニー関係者、そして観客の皆様様の安心安全並びに社会との親和性を図ること。そして、「表現」をするために、「表現」以外のところでは、こうしたガイドラインに沿った姿勢で、今しばらく臨んでいこうという私たちの意思表示です。</p> <p>私達は、劇場と共に生きてきた人間として、劇場という空間が、いかに日常から解放された「自由な空間」であるべきかを知っているつもりです。だから、本ガイドラインは、劇場を強制的に不自由にさせるための枷ではなく、このコロナ禍の危機に瀕して作られた劇場再開の為の「過程」（ロビーで、観客がマスクをせずに語り、いい芝居に乾杯し、カーテンコールで歓喜の声が飛び交うそんな空間に戻っていくための過程）です。このガイドラインは、劇場空間の自由を守るうとした「叡智」であったといつの日にか、そう語られることを願っております。そしてその日は遠くないと信じて、本ガイドラインを順守していただけるよう今一度、切にお願い申し上げます。</p>	p.1
新規		(目次を追加)	p.2

	旧（第三版）令和2年9月18日策定	新（第四版）令和3年10月21日改定版
更新	<p>(2) 公演実施にあたって</p> <p>①会場の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という。）</p> <p>②公演を鑑賞するために会場に来場する者（以下「来場者」という。）</p> <p>③出演者及び公演の開催に携わるスタッフ（公演主催者を除く。以下「公演関係者」という。）</p>	<p><本ガイドラインの表記について></p> <p>本ガイドラインの本文中に使用する用語を以下のように表記する。</p> <p>①来場者：公演を鑑賞するために会場に来場する者をいう。</p> <p>②上演関係者：キャスト及び、舞台上や集団楽屋に出入りのある上演に携わるスタッフをいう。</p> <p>③運営スタッフ：舞台上や楽屋に出入りが無い、公演開催や運営に携わるスタッフをいう。</p> <p>④公演関係者：上演関係者と運営スタッフに該当する者の総称。</p> <p>⑤陽性者：新型コロナウイルスのPCR検査で陽性の結果が出た者をいう。</p> <p>⑥濃厚接触者：陽性者と感染（クラスター）の発生状況、専門家の知見を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとしますの可能性のある期間に接触し、保健所がそう認定した者をいう。</p> <p>⑦感染リスク者：保健所が濃厚接触者の認定をしない（連絡がない）場合などで、濃厚接触者の候補、検査対象者に該当する者をいう。</p> <p>⑧有症状者：発熱又は風邪等の症状を呈する者をいう。</p>

p.3

2. 感染防止のための基本的な考え方

新規	<p>(1) ワクチン接種について</p> <p>当ガイドラインには、舞台芸術公演における、主として稽古場、本番における、感染防止対策の詳細が書かれております。これらは、来場されるお客様と共に、公演に関わるすべてのアーティストやスタッフが、安心・安全に上演できるためのガイドラインです。</p> <p>その前提として、現在（2021年9月時点）、舞台公演において、当ネットワークが、最も有効な感染防止対策として考えているのは、事前PCR等検査とワクチン接種です。これは、今後の活動を可能な限り、平常に近い形で継続するために、現在考えられる最善策だと思っております。特に、可能な限りの公演関係者のワクチン接種を推奨いたしたく思います。</p> <p>私たちが携わる舞台芸術は、舞台上でマスクを外して発声するなど重要な感染対策がとれない場合があるため、一般的な職業や日常生活よりも一段と強い対策の考えが必要です。現在問題になっている変異株は、従来株に比べ強力な感染力があり、若年中壮年齢層にまで感染が広がり重症者が発生するなどしており喫緊の対策が必要です。そうしたなか、ワクチンを二回接種した人の感染者発生率、重症者数は接種していない人に比べて明らかに低下していることが厚生労働省の調べで分かっており（下記参照2頁）、舞台稽古場等でクラスターが発生した事例においても同様の報告がされています。専門家からも「公演関係者のワクチン接種率9割以上を目指すこと。ワクチン接種が現在取れる有効な手段である」と強く推奨されています。</p> <p>※参照：「ワクチン接種歴別の新規感染者数（厚労省）」（令和3年8月23日） https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000823684.pdf</p> <p>ただし、ワクチン接種は個人の自由意思による選択であること、また事情により接種できない方もいること等へのご配慮をお願いします。同様に、副反応などを理由に、接種を希望する個人の意思に反して接種を妨げることもお控え下さるようお願いいたします。</p> <p>また、ワクチン接種を希望しても接種機会が十分用意されていない地域もあります。ネットワークとしては希望するすべての人にワクチンを接種する機会が速やかに用意されるよう今後も接種体制の拡充を目指します。</p>	<p>p.4</p>
----	---	------------

	旧（第三版）令和2年9月18日策定	新（第四版）令和3年10月21日改定版	
部分追記	<p>2. 感染防止のための基本的な考え方</p> <p>劇場・ホール等において、施設管理者及び公演主催者は、会場の規模や様態を十分に踏まえ、会場及びその周辺地域において、下記の三者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じる必要があります。</p> <p>①会場の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という。） ②公演を鑑賞するために会場に来場する者（以下「来場者」という。） ③出演者及び公演の開催に携わるスタッフ（公演主催者を除く。以下「公演関係者」という。）</p> <p>特に、1.密閉空間（換気の悪い場所）、2.密集場所（多数が集まる場所）、3.密接場面（間近で会話や発声が行われる）という3つの条件が重なる場所（3月19日 政府専門家会議提言いわゆる「三つの密」）が、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、三つの密が重なる環境にならないように、感染対策に徹底して取り組むことが重要です。</p> <p>また、舞台芸術は、練習・稽古等により公演関係者が三つの密が重なる環境に長期間置かれるリスクが比較的高いと考えられます。このような特性を考慮すれば、感染対策は、公演自体はもとより、それ以前の練習・稽古等の段階から徹底して行う必要があることを十分に認識する必要があります。</p> <p>施設管理者や公演主催者は、劇場・ホール等における以下のa～cの特徴を踏まえて、本ガイドラインに基づく具体的な対策を講じていくよう提唱します。</p> <p>a. 各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、換気性能（20m³/時・人以上）を有している。もしくは管轄行政の興行場法に則った性能を維持している。</p>	<p>（2）公演実施にあたって</p> <p>劇場・ホール等において、公演主催者及び施設管理者、またはそれに関係する団体並びに個人は、会場の規模や様態を十分に踏まえ、会場及びその周辺地域にて、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じる必要があります。</p> <p>劇場・ホール等における以下のa～cの特徴を踏まえて、本ガイドラインに基づく具体的な対策を講じていくよう提唱します。</p> <p>a. 各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、換気性能（20m³/時・人以上）を有している。もしくは管轄行政の興行場法に則った性能を維持している。</p> <p>b. 公演中は、来場者は一方向を向き対面による会話等が原則想定されない。</p> <p>c. 原則として座席が設置されており定員数も明らかなため時差式の規制入退場等も可能。</p> <p>全国的又は広域的な人の移動が見込まれ、公演会場への入退場や区域内の行動管理ができないものは、開催を慎重に検討するとともに、来場者が1,000人を超えるような大規模なイベントについては、収容率の制限等を含め、施設が所在する都道府県と事前に相談してください。</p> <p>収容人数は国の示す目安（事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」）を上回ることをないように調整し、地域の感染状況に変化がある場合、柔軟な判断を行うことが可能な体制としてください。また保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、可能な限り、必要な情報提供を速やかに行えるよう努めてください。</p>	p.5
部分追記	<p>b. 公演中は、来場者は一方向を向き対面による会話等が原則想定されない。</p> <p>c. 原則として座席が設置されており定員数も明らかなため時差式の規制入退場等も可能。</p> <p>また、公演実施にあたっては、公演会場への入退場や区域内の行動管理ができないものは、開催を慎重に検討するとともに、大規模なイベントについては、収容率の制限等を含め、施設が所在する都道府県と事前に相談してください。また、地域の感染状況に変化がある場合、柔軟な判断を行うことが可能な体制としてください。</p>	<p>（3）注意しなければいけない場所・場面について</p> <p>1.密閉空間（換気の悪い場所）、2.密集場所（多数が集まる場所）、3.密接場面（間近で会話や発声が行われる）という3つの条件が重なる場所（令和2年3月19日 政府専門家会議提言いわゆる「三つの密」）が、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、三つの密が重なる環境にならないように、感染対策に徹底して取り組むことが重要です。なお、一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるように努めてください。</p> <p>舞台芸術は、練習・稽古等により公演関係者が三つの密が重なる環境に長期間置かれるリスクが比較的高いと考えられます。このような特性を考慮すれば、感染対策は、公演自体はもとより、それ以前の練習・稽古等の段階から徹底して行う必要があることを十分に認識する必要があります。</p> <p>デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・エアロゾル（マイクロ飛沫）感染の経路に応じた感染防止策を講じる必要があります。特に、感染リスクが高まると考えられる「5つの場面」に重点を置いた対策が必要とされています。舞台芸術においては、下記の該当するところが考えられますが、後述する内容に従って具体的に対応することにより、安全に運営できることが可能であると考えますので、本文を熟読した上で十分な対策を講じるようお願いします。</p> <p>（場面1）飲酒を伴う懇親会等 ・飲み会、初日乾杯、打ち上げ、など （場面2）大人数や長時間におよぶ飲食 ・打ち合わせ、密集状態での飲食、など （場面3）マスクなしでの会話 ・場当たり、ゲネプロ、本番、オーディション、取材、など （場面4）狭い空間での共同生活 ・楽屋、控室、休憩スペース、ロビー、食堂、喫煙所、車内、宿泊施設、など （場面5）居場所の切り替わり ・稽古場から劇場入り、ツアーなどでの劇場移動、など</p>	p.5-6
新規		<p>（4）正しいマスクの着用について</p> <p>マスク着用に関しては、ワクチン接種の有無に関わらず、舞台上以外は原則常時着用とし、しっかりと鼻にフィットさせた着用を徹底し、フィルター性能の高い不織布マスクを使用し、正しいマスク着用を徹底してください。（参考資料①）</p>	p.6

	旧 (第三版) 令和2年9月18日策定	新 (第四版) 令和3年10月21日改定版	
3. 主催者及び施設管理者、またはそれに関係する団体並びに個人が講ずる具体的な対策			
部分削除	(1) 会場内各所における対応策 ①会場内共通	(1) 会場内各所における対応策 ①会場内共通	p.7
部分追記	■来場者には、マスク着用が必須であると掲示等で周知する。マスク着用が確認できない場合は、個別に注意等を行う。	■ デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスク着用を徹底する。正しいマスク着用について掲示等で周知し、確認できない場合は、個別に注意等を行う。	p.7
更新	■会場内 (会場入口、チケット窓口、ロビー 他) において、列を作る際などには、十分な間隔 (最低1m) を空けるよう案内し、人が密集しないよう努める。	■会場内 (会場入口、チケット窓口、ロビー 他) において、列を作る際などには、十分な間隔 (最低1m) を空けるよう案内し、人が密集しないよう 徹底する。	p.7
部分追記	■開場の際には施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行う。なお、消毒液は、当該場所に最適なものをを用いるようにする (以下、消毒に関する記載において同じ)。	■開場の際には施設内のドアノブや手すり、 ボタン 等不特定多数が触れやすい 高頻度接触部位は定期的かつこまめに 消毒を行う。なお、消毒液は、当該場所に最適なものをを用いるようにする (以下、消毒に関する記載において同じ)。	p.7
部分追記	■機械空調設備は興行許可を取得した際の換気性能 (会場内は一人あたりの外気量 20 m ³ /時・人以上) もしくは管轄行政の興行場法に則った性能を確保する。ドア・窓の開放など可能な方法を用いて公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行う。また、施設管理者と公演主催者とで調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行う。	■ デルタ株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した 機械空調設備は興行許可を取得した際の換気性能 (会場内は一人あたりの外気量 20 m ³ /時・人以上) もしくは管轄行政の興行場法に則った性能を確保する。ドア・窓の開放など可能な方法を用いて公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の こまめな 換気を行う。また、施設管理者と公演主催者とで調整の上、公演中は 常時 換気を行う。	p.7
新規		■ 乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。 ■ CO2測定装置の設置と常時モニター (1,000ppm以下目安) の活用を検討する。 (※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。) なお、CO2測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。 ■ HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。	p.7
部分追記	②客席 ■客席では、マスクの着用が必須であることを周知する。	②客席 ■客席では、 正しい マスクの着用が必須であることを周知する。	p.7
部分追記	■場内における大声での声援は行わないことを徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出す方がいた場合、個別に注意等を行う。	■ デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、場内における大声での声援は行わないことを徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出す方がいた場合、個別に注意等を行い、入場をお断りする等の対応を検討すること。	p.8
一部追記	■来場者による大声での歓声・声援等がないことを前提とした公演、地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間等、感染リスクが低いと判断される公演については、適切な感染防止策を徹底したうえで、収容定員までの配席数 (収容率100%以内。最前列席については下段記述参照。) とすることが可能。	■来場者による大声での歓声・声援等がないことを前提とした公演、地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間等、感染リスクが低いと判断される公演については、適切な感染防止策を徹底したうえで、収容定員までの配席数 (国の事務連絡や各都道府県の要請等による、上限人数、収容率を満たす席数。 最前列席については下段記述参照。) とすることが可能。	p.8
新規		■ 客席では会話を控えるよう、注意を促す。大声での会話を誘発する可能性があることから、BGMの音量を上げすぎないように留意する。	p.8
更新	■舞台端と対面して座る観客の最前列までは、2mを確保するように努める。それが困難な場合には、舞台と最前列の来場者との間に飛沫を遮蔽するため。	■ 舞台端と、対面して座る観客の最前列までを2m以上確保すること。または、発声を伴うアクティングエリアから観客の最前列のまでを2m以上確保すること。	p.8
新規		※第四版改定における留意点 なお、感染力が強いと考えられる変異株などの感染拡大に伴い比較的小さな空間では感染リスクが高まる可能性が考えられます。この改訂により、これまでよりも距離が近くなる場合や、アクティングエリアが明示されない可能性も考えられます。現場の実態に即した改訂であることをご理解いただき、空間に適切な距離の確保をお願いします。なお、換気は極めて重要です。 合わせて、これまで2m以上確保が難しい場合「ビニール幕等を設置するなど、距離を置くことと同等の効果を有する措置を講ずる」との記載がありました。しかしながらこれは解釈に幅のある表現だったために、充分な対策とは言えない措置でクラスターが発生した事例が確認されています。ビニール幕やアクリル板などは設置の方法によっては空間の換気に悪影響を及ぼす場合があり、フェイスガード・マウスシールドなどは一定の効果を得られないことが分かってきました。 この2mの確保を正しく遵守した公演においてはこれまで舞台と客席間での感染は報告されていません。お客さまに安心して劇場にご来店いただけるよう、公演を主催されるみなさまにはこれまでと同様に対策いただきますようお願いいたします。	p.8

	旧 (第三版) 令和2年9月18日策定	新 (第四版) 令和3年10月21日改定版	
部分追記	③会場入口 ■入場時の際に、列は十分な間隔 (最低1m) を確保するように来場者に周知する。	③会場入口 ■入退場時の 密集回避を図るべく 、列は十分な間隔 (最低1m) を確保するように来場者に周知する。	p.8
部分追記	■入場時のチケットもぎりの際は、担当者はマスクや手袋を使用する。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等、もぎりの簡略化も検討する。	■入場時のチケットのもぎりの際は、担当者は 正しいマスク着用とともに 、手袋を使用する。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等、もぎりの簡略化も検討する。	p.9
部分追記	④チケット窓口 ■対面で販売を行う場合、マスクの着用とともに、可能な範囲でアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、購買者との間を遮蔽するよう努める。	④チケット窓口 ■対面で販売を行う場合、 正しいマスクの着用とともに 、可能な範囲でアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、購買者との間を遮蔽するよう努める。	p.9
更新	⑤ロビー、休憩スペース ■常時換気に努める。	⑤ロビー、休憩スペース ■常時換気を行う。	p.9
部分削除	■テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。	■テーブル、 椅子等 の物品の消毒を定期的に行う。	p.9
更新	⑥トイレ ■不特定多数が触れる場所は清掃・消毒を行う。	⑥トイレ ■不特定多数が触れる 高頻度接触部位は、定期的かつこまめに 清掃・消毒を行う。	p.9
削除	■トイレの蓋がある場合、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。		p.9
更新	■ハンドドライヤーや共通のタオルは使用しない。	■共通のタオルは使用しない。 ペーパータオルの設置を推奨する。	p.9
修正	⑦飲食施設、グッズ売り場等 ■常時換気に努める。	⑦ 飲食施設、グッズ売り場等 ■常時換気 を行う。	p.10
部分削除	■食器・テーブル・椅子等の消毒を徹底する。	■食器・テーブル ・椅子等 の消毒を徹底する。	p.10
部分追記/削除	■飲食施設・グッズ売り場等に関わる従業員は、マスクの着用 (必要に応じてフェイスシールド) と手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者にも手指消毒を行ってから入場するように促す。	■飲食施設・グッズ売り場等に関わる従業員は、 正しいマスクの着用 (必要に応じてフェイスシールド) と手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者にも手指消毒を行ってから入場するように促す。	p.10
部分追記	■飲食施設では、家族等の同一グループと他のグループとの距離が十分な間隔 (概ね1m以上) となるよう各店舗において席の配置を工夫するか、アクリル板等の設置により席間を遮蔽する。	■飲食施設では、家族等の同一グループと他のグループとの距離が十分な間隔 (概ね1m以上) となるよう各店舗において席の配置を工夫するか、アクリル板等の設置により席間を遮蔽し、 換気に注意をしながらマスクを外している間はできる限り会話を控えるよう周知すること。	p.10
部分追記	■対面で販売を行う場合、必要に応じて、テーブル上に区切りのパーティション (アクリル板等) を設けるなど工夫する。	■対面で販売を行う場合、必要に応じて 換気に注意をしながら テーブル上に区切りのパーティション (アクリル板等) を設けるなど工夫する。	p.10
更新	■物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わない。	■物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は 極力 取り扱わない。	p.10
部分追記/削除	⑧楽屋、控室など ■原則として換気を行う。	⑧ 楽屋、控室、喫煙所等 ■ 原則として 常時換気を行う。	p.10
更新	■原則としてマスクを着用する	■ 原則として正しい マスク着用を徹底する	p.10
部分削除	■テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。	■テーブル、 椅子等 の物品の消毒を定期的に行う。	p.10
更新	■十分な間隔 (概ね1m以上) を空けるように心がけるなど、公演関係者間の感染リスクを低減するよう努める。	■ 鏡前は 、十分な間隔 (概ね1m以上) を空けるように心がけるなど、 上演関係者 間の感染リスクを低減するよう努める。	p.10
更新	■喫煙場では十分な間隔 (概ね1m以上) を空け、マスクを外している間は会話を控える。	■喫煙所は 1名ずつの単独で、使用すること。または2m以上の間隔を空けて マスクを外している間は会話を控えること。	p.10
部分追記	⑨ 清掃・ゴミの廃棄 ■清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。	⑨ 清掃・ゴミの廃棄 ■清掃やゴミの廃棄を行う者は、 正しい マスク着用や手袋の使用を徹底する。	p.10
新規		■ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄すること。	p.10
新規		⑩ 車内、宿泊施設など ■車両を利用する際は、 正しい マスクの常時着用、大声や長時間の会話を控え、余裕を持った乗車人数にし、常時換気を行い、長時間の移動は極力控える。 ■ 宿泊を行う際は、極力個室を利用することとし、普段生活を共にしていない者同士の共同生活を控えること。	p.11

	旧（第三版）令和2年9月18日策定	新（第四版）令和3年10月21日改定版	
更新	(2) 公演関係者に関する感染防止策 ■健康を守ることを第一と考え、平熱と比べて高い発熱が認められる場合や体調が優れないと感じた場合には、各セクションの代表者が公演主催者に報告の上、自宅待機とする。	(2) 公演関係者に関する感染防止策 <健康管理> ■公演関係者や、その周辺の人々の健康を守ることを第一と考え、 日常的な検査の更なる活用・徹底を図る。 - 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。 - 体調が悪い場合には現場に向かわず、自宅療養する。内部ルールを徹底する。 - 現場にて少しでも体調が悪い者が見出された場合や、発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、抗原検査キットの活用やPCR検査を検討するなど、速やかに対応する。	p.11
更新	■接触確認アプリ(COCOAや自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む)等の利用を促す。	■接触確認アプリ(COCOAや自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む)等の利用を促し、「電源をONにしたうえでBluetoothを有効にする」ことを推奨する。	p.11
更新	■公演主催者は、従事者全員の緊急連絡先や会場までの移動経路を把握する。	■公演主催者は、上演関係者全員の緊急連絡先や会場までの移動経路を把握する。	p.11
新規		<有症状者が発生した場合> ① 上演関係者に陽性者が発生した場合 ■陽性が確認された者は、公演主催者に連絡の上、保健所の指示に従い自宅待機とする。公演主催者は一度立ち止まり、稽古及び公演が安全・安心に進められる状態を確認する。継続できる場合でも、キャスト・スタッフの安全と健康を最大限考慮して再開すること。 ■陽性者が発覚した直後に行った、公演関係者へのPCR検査の結果が陰性でも、潜伏期間などにより発症まで数日を要することもあるため、経過を注視すること。 ② 上演関係者に濃厚接触者が発生した場合 ■濃厚接触者であることを通知された者は、公演主催者に連絡の上、保健所の指示に従い自宅待機とする。ただし、キャスト・スタッフの安全と健康を最大限考慮し、経過を注視したうえで、稽古前もしくは開演前6時間以内にPCR検査又は抗原検査(参考資料②)を行い、結果が陰性である者は、検査当日の稽古または公演に参加可能とする。稽古または公演が続く場合には、少なくとも陽性者と接触があった当日から14日間以上、検査は実施すること。 ③ 上演関係者について、保健所が濃厚接触者の認定をしない、または保健所から連絡がなく濃厚接触者が不明な場合 ■公演主催者が感染リスク者(濃厚接触者の候補に該当する者、検査対象者)を判定し(参考資料③)、自宅待機とする。ただし、キャスト・スタッフの安全と健康を最大限考慮し、経過を注視したうえで、稽古前もしくは開演前6時間以内にPCR検査又は抗原検査(参考資料②)を行い、結果が陰性である者は、検査当日の稽古または公演に参加可能とする。稽古または公演が続く場合には、少なくとも陽性者と接触があった当日から14日間以上、検査は実施すること。 ■感染リスク者に該当しない者は、稽古または公演に参加することができる。その場合も発熱などの症状がでないか経過を観察すること。 ④ 運営スタッフやその他の関係者から、陽性者・濃厚接触者が出た場合 ■当該陽性者及び濃厚接触者が、上演関係者との接触・接点がない場合は、感染が広がらないように細心の注意を払った上で、稽古または公演を開催することができる。	p.11-12
部分削除	<公演前の対策> ■稽古場は、原則として常時換気を行う。	<公演前対策> ■稽古場は、 原則として 常時換気を行う。	p.13
部分追記	■練習・稽古中は、表現上困難な場合などを除き、原則としてマスク等の着用を求める。	■練習・稽古中は、表現上困難な場合などを除き、原則として 正しいマスク着用 を求める。	p.13
部分追記	■こまめな手洗い、手指消毒を徹底する。	■ デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ 、こまめな手洗い、手指消毒を徹底する。	p.13
更新	■機器・小道具や手すり・ドアノブ等の不特定多数が触れやすい場所の定期的な消毒を行う。	■機器・小道具や手すり・ドアノブ等の不特定多数が触れやすい 高頻度接触部位 は定期的かつこまめに消毒を行う。	p.13
新規		■飲食の際は、隣り合う人との距離が十分な間隔(概ね1m以上)となるよう席の配置を工夫し、マスクを外している間は、会話は控えること。	p.13
新規		■飲み会など、大人数で飲食を伴う行為は行わないことを徹底する。	p.13

	旧（第三版）令和2年9月18日策定	新（第四版）令和3年10月21日改定版	
部分追記	<公演当日の対策> ■マスク着用や公演前後の手洗い、手指消毒を徹底する。	<公演当日の対策> デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスク着用や公演前後の手洗い、手指消毒を徹底する。	p.13
更新	■控室、楽屋等は原則換気を行う。	■控室、楽屋等は 常時 換気を行う。	p.13
部分追記	■表現上困難な場合を除き、原則としてマスク着用を求めるとともに、十分な間隔（概ね1m以上）を取るよう努める。	■表現上困難な場合を除き、原則として 正しい マスク着用を求めるとともに、十分な間隔（概ね1m以上）を取るよう努める。	p.13
部分削除	■テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。	■テーブル、 椅子 等の物品の消毒を定期的に行う。	p.13
新規		■ 飲食する場所について、人数制限や利用時間をずらすなどの工夫を行うこと。 ■ 飲食の際は、隣り合う人との距離が十分な間隔（顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の席配置回避）となるよう席の配置を工夫するなど、換気に注意をしたうえでアクリル板等の設置により席間を遮蔽すること。 ■ 飲食時、マスクを外している間は、会話は控えること。	p.14
部分追記	■終演後の面会を禁止するなど、来場者との接触を確実に防止する措置を講ずる。	■終演後の面会を禁止するなど、 キャスト と来場者との接触を確実に防止する措置を講ずる。	p.14
新規		<公演後の対策> ■ 初日乾杯や打ち上げなど、大人数で飲食を伴う行為は行わないことを徹底する。	p.14
新規		(3) 来場者に関する感染防止策 <公演前の対策> ■ 舞台芸術公演は、業種別ガイドライン（緊急事態舞台芸術ネットワーク「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」）に則って行うものとし、事前に公演のHP等に掲載する。	p.14
新規		■ 地域の感染状況によっては、身体的距離の確保のため座席間隔を空ける等の工夫を行い、可能な限り座席指定でのチケット販売を推奨する。	p.14
更新	■HPやチケット購入時の周知やパンフレットへの掲載など、来場予定者、施設従事者や公演関係者へ接触確認アプリ（COCOAや自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む）等の利用を促す。	■HPやチケット購入時の周知やパンフレットへの掲載など、 来場予定者や公演関係者 へ接触確認アプリ（COCOAや自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む）等の利用を促し、「 電源をONにしたうえでBluetoothを有効にする 」ことを推奨する。	p.15
部分追記	■事前に公演前及び公演後の交通機関・飲食店などの分散利用を注意喚起する。	■事前に公演前及び公演後の 特定の場所での滞留回避や、直行直帰（交通機関・飲食店などの分散利用） を注意喚起する。	p.15
部分追記	<公演当日の対策> ①周知・広報 ■感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知する。	<公演当日の対策> ① 周知・広報 ■感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について、 施設内で掲示等を行うなど、周知を徹底する。	p.15
部分追記	■マスクの原則常時着用、咳をする場合には腕で口を覆う（咳エチケット）	■ デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しい マスクの原則常時着用、咳をする場合には腕で口を覆う（咳エチケット）	p.15
更新	■下記の症状に該当する場合、来場を控えること。 平熱と比べて高い発熱、極端な咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔気・嘔吐	■下記の症状に該当する場合、来場を控えることを 周知する 。 平熱と比べて高い発熱、極端な咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔気・嘔吐	p.15
部分追記	②来場者の入場時の対応 ■場内はマスク着用を必須とする。未着用来場者に対しては公演主催者による配布や販売等により着用を徹底する。マスクの着用状況が確認できるようにするとともに、着用していない場合、個別に注意等を行う。	② 来場者の入場時の対応 ■場内は 正しい マスク着用を必須とする。未着用来場者に対しては公演主催者による配布や販売等により着用を徹底する。 正しい マスクの着用状況が確認できるようにするとともに、着用していない場合、個別に注意等を行い、 特段の理由なく着用を拒む場合は、入場をお断りする等の対応を検討すること。	p.15
新規		■ なお、入場料の払い戻しについては各主催者の判断に委ねるところとし、払い戻し措置を行わない場合は、上記入場制限ルールを公演開催前に明示的に規定するとともに、当該内容を事前に周知徹底すること。	p.16
更新	③公演会場内の感染防止策 ■接触感染や飛沫感染を防止するため、座席等の消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。	③ 公演会場内の感染防止策 ■接触感染や飛沫感染を防止するため、 高頻度接触部位 の消毒や換気の徹底、 正しい マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。	p.16
部分追記	■体調不良の来場者に対応する際はマスクと手袋を着用する。また発熱を伴う来場者である場合は、状況と座席番号を確認し、必要な対応を講ずる。	■体調不良の来場者に対応する際は 正しい マスク 着用を徹底し、手袋などを使用する 。また発熱を伴う来場者である場合は、状況と座席番号を確認し、必要な対応を講ずる。	p.16
更新	④来場者の退場時の対応 ■終演後の面会禁止、出待ちを控えることを徹底する。公演関係者との接触は原則としてなくす。	④ 来場者の退場時の対応 ■終演後の面会禁止、出待ちを控えることなど、 キャストとの接触は行わないよう徹底する。	p.16

	旧（第三版）令和2年9月18日策定	新（第四版）令和3年10月21日改定版	
部分追記	<p><公演後の対応></p> <p>■感染が疑われる者が発生した場合には速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えておく。また、保健所等の公的機関による聞き取りに必要な情報を提供し、保健所の判断により消毒命令が発せられた際には必要箇所の消毒を行う。</p>	<p><公演後の対応></p> <p>■感染が疑われる者が発生した場合には速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えておく。また、保健所等の公的機関による聞き取りに必要な情報を提供し、保健所の判断により消毒命令が発せられた際には必要箇所の消毒を行う。公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議する。</p>	p.17
新規		<p>※最新の情報に基づいた対策を行うため、下記などを参照してください。 「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」（2021年9月版） https://www.mhlw.go.jp/content/000788485.pdf</p>	p.17
<参考資料>			
新規		<p>参考資料① <正しいマスクの着用について></p> <p>マスクの着用にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> - サージカルマスク（不織布）を選ぶこと - 品質の確かなものを選ぶこと（JIS規格-T9001など） - 自分の顔に合ったサイズを選ぶこと - マスクを着用する前に、手指消毒を行うこと - 鼻の形にあわせてすき間をふさぎ、顔にフィットした状態で着用すること - 鼻だしマスク、あごマスクは行わないこと - 取り外す際は耳掛け部分（つる）を持ち、マスクの表面（汚染面）には触らないこと - 取り外したマスクの表面（汚染面）は、どこにも接触させずに、捨てること。 - 取り外した後は、手洗いまたは手指消毒を行うこと <p>※参照：「正しいマスクのつけ方（厚労省）」 https://youtu.be/KA0f_QVNPVI</p>	p.18
新規		<p>参考資料② <抗原検査キットの使用について></p> <p>抗原簡易キットの使用にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 連携医療機関を定めること - 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること - 国が承認した抗原簡易キットを用いること <p>※これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記参照。</p> <p>▷事務連絡（令和3年6月25日） 「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（厚労省） https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf</p> <p>▷事務連絡（令和3年8月5日） 「職場における積極的な検査等の実施手順に関する Q&A について」（厚労省） https://www.mhlw.go.jp/content/000817496.pdf</p> <p>▷事務連絡（令和3年8月13日） 「職場における積極的な検査の促進について」（厚労省） https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf</p> <p>▷事務連絡（令和3年9月27日） 「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」（厚労省） https://www.mhlw.go.jp/content/000836277.pdf</p> <p>※抗原検査を行う際は、上記を参照し、医療機関の指示のもと行ってください。</p>	p.19

	旧（第三版）令和2年9月18日策定	新（第四版）令和3年10月21日改定版
新規		<p>参考資料③ <感染リスク者の判定について></p> <p>キャスト及び上演に携わるスタッフについて、保健所が濃厚接触者の認定をしない、または保健所から連絡がなく濃厚接触者が不明な場合において、公演主催者が感染リスク者（濃厚接触者の候補、検査対象者の候補）を判定する場合は、以下の基準を参考にすること。</p> <p>事務連絡（令和3年6月4日） 「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（厚労省） https://www.mhlw.go.jp/content/000788884.pdf</p> <p>【濃厚接触者の候補】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 陽性者と同居していた者 ・ 適切な感染防護なしに陽性者を介護していた者 ・ 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者 <p>※必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。</p> <p>【検査対象者の候補】</p> <p>いわゆる「三つの密(密閉、密集、密着)」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者からの物理的な距離が近い（部屋が同一、座席が近いなど）者 ・ 物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者 ・ 寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者 ・ 換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者